令和３管理年度（令和３年７月１日から令和４年６月 30 日までの期間をいう。）における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 16 条第１項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理漁獲可能量	備考
まさば及びごまさば太平洋系群	全ての漁業	左記漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う全ての水域	漁獲量の総量	17,195 トン	905 トン（５％）を県の留保とする